

岡山大学文明動態学研究所
マイクロフォーカス X 線 CT システム 令和 8 年 月 日
研 究 所 長 裁

(目的)

第 1 条 この要項は、岡山大学文明動態学研究所共用機器利用規程（令和 8 年岡大文明規程第 2 号。以下「規程」という。）に基づき、岡山大学文明動態学研究所が管理するマイクロフォーカス X 線 CT システム（株式会社島津製作所製 Inspexio SMX225-CT FPD HR Plus。以下「共用機器」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象)

第 2 条 共用機器を利用できる者は、規程第 2 条に定める利用資格を有する者とする。

(利用区分)

第 3 条

- 一 自己測定 利用者が自ら共用機器を操作して測定を行う利用形態
- 二 依頼測定 利用者の依頼に基づき、管理者又は管理者が指定する担当者が共用機器を操作して測定を行う利用形態

(管理者の業務)

第 4 条 管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 利用申請の受付及び審査に関すること。
- 二 利用承認に関すること。
- 三 利用説明、安全教育及び操作講習に関すること。
- 四 共用機器の保守及び安全管理に関すること。
- 五 利用実績の確認及び利用料金の算定に関すること。
- 六 その他共用機器の管理運営に必要な事項に関すること。

(利用時間)

第 5 条 共用機器の利用時間は、原則として平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所長又は管理者が特に認めた場合は、この限りでな

い。

- 3 所長又は管理者は、保守点検その他管理運営上必要がある場合は、利用を制限することができる。

(利用申請)

第6条 利用者は、大学連携研究設備ネットワークにより、事前に利用申請を行わなければならない。

- 2 利用者は、自己測定又は依頼測定 of 区分を選択して申請するものとする。
- 3 管理者は、利用目的その他必要な事項について説明又は資料の提出を求めることができる。
- 4 管理者は、規程第4条第3項の規定に基づき、申請内容を審査し、利用の可否を決定する。
- 5 管理者は、利用承認結果を大学連携研究設備ネットワークを通じて利用者に通知する。

(講習等)

第7条 自己測定による利用を希望する者は、管理者が実施する利用説明、安全教育及び操作講習を受講しなければならない。

- 2 管理者は、前項の講習等を修了した者に対し、自己測定資格を付与することができる。
- 3 管理者は、安全管理上必要があると認める場合は、自己測定資格を停止し、又は取り消すことができる。

(利用上の遵守事項)

第8条 利用者は、共用機器の利用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 利用目的以外の用途で使用しないこと。
- 二 利用時間を遵守すること。
- 三 第三者に利用資格を貸与しないこと。
- 四 管理者の指示に従うこと。
- 五 利用マニュアル及び安全上の指示に従うこと。
- 六 本学の放射線安全管理に関する諸規則を遵守すること。

(安全管理)

第9条 利用者は、安全に留意し、事故防止に努めなければならない。

2 共用機器に異常を認めた場合又は事故が発生した場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

3 管理者は、安全管理上又は設備保全上支障があると認める試料について、利用を制限し、又は利用を認めないことができる。

(データ管理)

第10条 共用機器の利用により取得したデータの管理は、利用者の責任において行うものとする。

2 管理者は、管理運営上必要がある場合を除き、取得データの保管義務を負わない。

3 本学は、利用により取得したデータの消失、破損その他の損害について責任を負わない。

(原状回復)

第11条 利用者は、利用終了後、共用機器及び利用場所を原状に復さなければならない。

(利用内容の変更)

第12条 利用者は、利用申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

(利用実績報告)

第13条 利用者は、利用終了後、速やかに利用実績を報告しなければならない。

2 管理者は、利用実績を確認し、利用料金の算定その他必要な事務を行うものとする。

(利用停止)

第14条 所長は、利用者が規程又はこの要項に違反した場合その他共用機器の管理運営上支障があると認めた場合は、利用を停止することができる。

(その他)

第 15 条 この要項に定めるもののほか、共用機器の利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この要項は、令和 8 年 月 日から実施する。